

雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）

① 被保険者番号	③ フリガナ	④ 離職月(変更月) 年 月 日	平成	年 月 日	
② 事業所番号	離職者氏名				
⑤ 名称 事業所所在地 電話番号	⑥ 離職者の住所又は居所 電話番号 ()	〒			
住所 事業主氏名	※離職票交付 平成 年 月 日 (交付番号 番)				
離職の日以前（被保険者区分変更の前日）の賃金支払状況等					
⑧ 被保険者期間算定対象期間 A 一般被保険者等 (短時間以外・短時間) 離職日の翌日 (被保険者区分変更日)	⑨ ⑩の期間における賃金支払基礎日数 B 短期雇用特例被保険者 離職月	⑩ 賃金支払対象期間 離職日(被保険者区分変更日の前日)	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額 A B 計	⑬ 備考
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	月 日	月 日～ 月 日	日		
⑭ 賃金に関する特記事項					

事業主は、公共職業安定所からこの離職証明書（事業主控）の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。

⑦ 離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の「」の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。また、一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者を雇用する事業主であって、離職理由について2(3)(1)においてe(b)を選択した場合には、労働者の就業機会の確保に係る署名欄についても記載してください。
【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります。適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由
<input type="checkbox"/> …… 1 事業所の倒産等によるもの <input type="checkbox"/> …… (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 <input type="checkbox"/> …… (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職 <input type="checkbox"/> …… 2 定年、労働契約期間満了等によるもの <input type="checkbox"/> …… (1) 定年による離職(定年 歳) <input type="checkbox"/> …… (2) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 <input type="checkbox"/> …… (3) 労働契約期間満了による離職 ① 一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) a 労働者が以後同一の派遣元事業主における派遣就業を希望しない旨を明らかにした場合 b 労働者が以後被保険者とならないような派遣就業のみを希望した場合 c 事業主が以後派遣就業を指示しない旨を明らかにした場合 d 事業主が以後被保険者とならないような派遣就業のみを指示することとした場合 e 最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に派遣労働者の適用基準に該当する次の派遣就業が開始されなかったとき (a) 労働者が、最後の派遣就業の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を拒否したことによる場合 (b) 事業主が、最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。) (a、b又はe(a)に該当する場合は、更に下記の4のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の5に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) ② 上記①以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (事業主・労働者の意思により契約更新せず) <input type="checkbox"/> …… (4) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 <input type="checkbox"/> …… (5) 移籍出向 <input type="checkbox"/> …… 3 事業主からの働きかけによるもの <input type="checkbox"/> …… (1) 解雇(重責解雇を除く。) <input type="checkbox"/> …… (2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) <input type="checkbox"/> …… (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 <input type="checkbox"/> …… ① 事業の縮小又は一部休業に伴う人員整理を行うためのもの <input type="checkbox"/> …… ② その他(理由を具体的に) <input type="checkbox"/> …… 4 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 <input type="checkbox"/> …… ① 労働条件に係る重大な問題(賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため <input type="checkbox"/> …… ② 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため <input type="checkbox"/> …… ③ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 <input type="checkbox"/> …… ④ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) <input type="checkbox"/> …… ⑤ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地:) <input type="checkbox"/> …… ⑥ その他(理由を具体的に) <input type="checkbox"/> …… (2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) <input type="checkbox"/> …… 5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>具体的事情記載欄（事業主用）必ず記載してください。</p> </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>労働者の就業機会の確保に係る署名欄（事業主用） 本離職証明書に係る離職者の就業機会の確保に努めたところであるが、前の雇用契約期間の終了後、おおむね1月以内に開始される派遣就業を指示できなかったものである。 (記名押印又は自筆による署名) 印</p> </div>	

注1 離職証明書の提出の際には、⑦欄の離職理由を確認できる資料をご持参ください。詳しくは「雇用保険被保険者離職証明書についての注意」をご覧ください。
 注2 虚偽の離職理由を記載して、失業等給付を受けたり又は受けようとした場合には不正受給として処分されますので、適正に記載してください。事業主が不正行為をした場合にも、不正に受給した者と連帯して、同様に処分がされますのでご注意ください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行番・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

① 被保険者番号								③ フリガナ		④ 離職年月日 (発年・発月・発日 の前日)	平成	年	月	日	
② 事業所番号								離職者氏名							
⑤ 名称								⑥ 離職者の住所又は居所	〒						
事業所所在地								電話番号	()						
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。								※離職票交付	平成	年	月	日	離受		
住所								(交付番号)	番				職領		
事業主氏名													票印		
離職の日以前（被保険者区分変更の前日）の賃金支払状況等															
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑫の基礎日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考								
(A) 一般被保険者等 (短時間以外・短時間) 離職日の翌日 (被保険者区分変更日)	(B) 短期雇用特別被保険者	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
⑭ 賃金に関する特記事項								⑮ この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。(記名押印又は自筆による署名) (離職者氏名) 印							
※公共職業安定所記載欄	⑯欄の記載	有・無													
	⑰欄の記載	有・無													
	資・聴	有・無													

⑦離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。また、一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者を雇用する事業主であって、離職理由について2(3)①においてe(b)を選択した場合には、労働者の就業機会の確保に係る署名欄についても記載してください。
【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります。適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由	※離職区分
<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 A
<input type="checkbox"/>	2 定年、労働契約期間満了等によるもの (1) 定年による離職(定年 歳) (2) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (3) 労働契約期間満了による離職 ① 一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) a 労働者が以後同一の派遣元事業主における派遣就業を希望しない旨を明らかにした場合 b 労働者が以後被保険者とならないような派遣就業のみを希望した場合 c 事業主が以後派遣就業を指示しない旨を明らかにした場合 d 事業主が以後被保険者とならないような派遣就業のみを指示することとした場合 e 最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に派遣労働者の適用基準に該当する次の派遣就業が開始されなかったとき (a) 労働者が、最後の派遣就業の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を拒否したことによる場合 (b) 事業主が、最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。) (a、b又はe(a)に該当する場合は、更に下記の4のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の5に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) ② 上記①以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (事業主・労働者の意思により契約更新せず)	1 B
<input type="checkbox"/> (4) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 (5) 移籍出向	2 B
<input type="checkbox"/>	3 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇(重責解雇を除く。) (2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの ② その他(理由を具体的に)	3 A
<input type="checkbox"/>	4 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る重大な問題(賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため ② 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため ③ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ④ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) ⑤ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地:) ⑥ その他(理由を具体的に) (2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)	3 B
<input type="checkbox"/> 5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	3 C
<input type="checkbox"/> 5 E	4 D
<input type="checkbox"/> 5 E	5 E

具体的事情記載欄(事業主用)

労働者の就業機会の確保に係る署名欄(事業主用)

本離職証明書に係る離職者の就業機会の確保に努めたところであるが、前の雇用契約期間の終了後、おおむね1月以内に開始される派遣就業を指示できなかったものである。

(記名押印又は自筆による署名) 印

⑯離職者本人の判断(○で囲むこと)

事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

記名押印又は自筆による署名(離職者氏名) 印

社会保険 労務士 記載欄	平成年月日:提出代行・専任代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

※

所長	次長	課長	係長	係

雇用保険被保険者離職票-2

① 被保険者番号		③ フリガナ		④ 離職年月日 (平成 年 月 日)		
② 事業所番号		離職者氏名		平成 年 月 日		
⑤ 名称		⑥ 離職者の住所又は居所		電話番号 ()		
事業所所在地		住所		電話番号 ()		
電話番号		事業主氏名		公共職業安定所長 印		
※ 平成 年 月 日付で交付した離職票-1 (交付番号 番) に係る賃金支払状況である。						
離職の日以前(被保険者区分変更の日前)の賃金支払状況等						
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑫ 賃 金 額			⑬ 備 考
			⑪ 基礎日数	⑭ A	⑭ B	
⑮ 離職日(被保険者区分変更日の前日) 月 日	⑯ 離職月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
月 日 ~ 月 日	月 日	月 日 ~ 月 日	日			
⑭ 賃金に関する特記事項						
※ 公共職業安定所記載欄						
⑮ 欄の記載 有・無						
⑯ 欄の記載 有・無						
資・聴 有・無						

注 意

- 基本手当は受給資格者又は短時間受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者又は高年齢短時間受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないうちに支給されるものであること。
- 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。
- 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
- この離職票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

⑦ 離職理由欄…離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の離職者記入欄の「」の中に○印を記入の上、下の具体的な事情記載欄に具体的な事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職者記入欄	離 職 理 由	※離職区分
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの …(1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 …(2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 定年、労働契約期間満了等によるもの …(1) 定年による離職(定年 歳) …(2) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 …(3) 労働契約期間満了による離職	1 B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) a 労働者が以後同一の派遣元事業主における派遣就業を希望しない旨を明らかにした場合 b 労働者が以後被保険者とならないような派遣就業のみを希望した場合 c 事業主が以後派遣就業を指示しない旨を明らかにした場合 d 事業主が以後被保険者とならないような派遣就業のみを指示することとした場合 e 最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に派遣労働者の適用基準に該当する次の派遣就業が開始されなかったとき (a) 労働者が、最後の派遣就業の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を拒否したことによる場合 (b) 事業主が、最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)	2 B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(a、b又はe(a)に該当する場合は、更に下記の4のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の5に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。)	3 A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 上記①以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (事業主・労働者の意思により契約更新せず)	3 B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…(4) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 …(5) 移籍出向	3 C
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 事業主からの働きかけによるもの …(1) 解雇(重責解雇を除く。) …(2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) …(3) 希望退職の募集又は退職勧奨	4 D
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの …② その他(理由を具体的に)	5 E
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 …① 労働条件に係る重大な問題(賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため …② 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため …③ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 …④ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) …⑤ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地:) …⑥ その他(理由を具体的に)	1 A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…(2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) …① 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため …② 妊娠、出産、育児等のため …③ 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため …④ 配偶者等との別居生活が継続困難となったため …⑤ 転居等により通勤困難となったため(新住所:) …⑥ その他(理由を具体的に)	1 B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…① 労働条件に係る重大な問題(賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため …② 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため …③ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 …④ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) …⑤ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地:) …⑥ その他(理由を具体的に)	2 B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…(2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) …① 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため …② 妊娠、出産、育児等のため …③ 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため …④ 配偶者等との別居生活が継続困難となったため …⑤ 転居等により通勤困難となったため(新住所:) …⑥ その他(理由を具体的に)	3 A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…① 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため …② 妊娠、出産、育児等のため …③ 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため …④ 配偶者等との別居生活が継続困難となったため …⑤ 転居等により通勤困難となったため(新住所:) …⑥ その他(理由を具体的に)	3 B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	…① 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため …② 妊娠、出産、育児等のため …③ 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため …④ 配偶者等との別居生活が継続困難となったため …⑤ 転居等により通勤困難となったため(新住所:) …⑥ その他(理由を具体的に)	3 C
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	3 C
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 具体的事情記載欄(事業主用) </div>			4 D
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 具体的事情記載欄(離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。 </div>			5 E

⑮ 離職者本人の判断 (○で囲むこと)
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

⑰ ⑦欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。
記名押印又は自筆による署名(離職者氏名) 印

裏面を必ず読んで下さい

雇用保険の失業等給付の支給を受けようとする方へ

- 1 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金（失業等給付）の支給を受けられるのは、下記Ⅰの条件を満たす場合です。
- 2 基本手当は、離職の日の翌日から1年以内の日についてのみ支給されます（下記5参照）。
ただし、離職の日の翌日から1年の期間に一定の理由で引き続き30日以上職業に就くことができない方については必要な手続を行えば、1年を超えた期間についても基本手当の支給を受けられます。この場合の手続には、届出の期限があります（下記Ⅰの(2)）。
注 所定給付日数が360日の受給資格者については1年と60日となり、330日の受給資格者については1年と30日となります。
- 3 高年齢求職者給付金は、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに下記Ⅱの手続を行った場合にのみ支給されます（下記5参照）。
- 4 特例一時金は、離職の日の翌日から起算して6カ月を経過する日までに下記Ⅱの手続を行った場合にのみ支給されず（下記5参照）。
- 5 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとする方は、下記Ⅱにより速やかに公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）で求職の申込みを行った後失業の認定を受けて下さい。この手続が遅れると上記2、3又は4の期間内であっても基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給額についてその全部又は一部が受給できなくなるなど不利な取扱いを受けることがあります。
- 6 その他不明な点はご遠慮なく安定所の係員におたずね下さい。

Ⅰ 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けられる方

- (1) 雇用保険の被保険者が離職して、次の①及び②のいずれにも当てはまるときは一般被保険者又は短時間被保険者については基本手当、高年齢継続被保険者又は高年齢短時間被保険者については高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者については特例一時金が、それぞれ支給されます。

① 積極的に働く意思と働く能力があり、適職の紹介にいつでも応じられるのに、就職できないという「失業の状態」にあること。

② 〔一般被保険者、高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者の場合〕 離職の日以前^(注1)1年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日（離職票－2の⑧欄の⑨欄に記載のある方は11日）以上ある月が通算して6カ月以上あること（被保険者期間が6カ月以上あること。）。この場合に受給資格が生じます。

〔短時間被保険者又は高年齢短時間被保険者の場合〕 離職の日以前1年間に短時間被保険者又は高年齢短時間被保険者であった期間と1年間とを合算した期間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月（被保険者期間1/2カ月）が通算して12カ月以上あること（被保険者期間が6カ月以上あること。）。この場合に受給資格が生じます。

（注1）この期間に疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数をこの期間に加えた期間（最大限4年間）となります。

なお、離職の日以前一定期間に異なる区分の被保険者として雇用されたことがある場合には、これらの受給要件が一定の方法で複合されることとなりますので、詳細は安定所の係員におたずね下さい。

- (2) 基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、離職の日の翌日から1年間^(注2)（これを支給期間といいますが）です。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない方（健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付等を受給する方は、通常これに該当します。）については、これらの理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日数を1年に加えた期間^(注2)（最大限4年間）となります。この措置を受けようとする場合には、これらの理由により引き続き30日以上職業に就くことができなかった日の翌日から起算して1カ月以内に住所又は居所を管轄する安定所に届け出なければなりません（代理人又は郵送でも可）。また、60歳以上の定年等により離職した方については、その方が申し出た求職の申込みをしない期間^(注2)（最大限1年間）を1年に加えた期間が支給期間となりますが、この措置を受けようとする場合には、離職の日の翌日から2カ月以内に住所又は居所を管轄する安定所に届け出なければなりません。なお、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けられる方には、この支給期間の延長制度は適用されませんので、注意して下さい。

（注2）所定給付日数が360日の受給資格者については1年と60日となり、330日の受給資格者については1年と30日となります。

Ⅱ 支給を受けるための手続等

- (1) 離職後あなたの住所又は居所を管轄する安定所で、求職の申込みをして下さい。その際には、次のものをお持ち下さい。

① 離職票 離職票の記載内容（賃金支払状況、生年月日、被保険者であった期間、離職理由）等に基づき、失業等給付の受給資格、給付額の算定、所定給付日数、給付制限の有無等が判断されますので、記載内容に誤りがないかよく確かめて下さい。特に、離職票－2の離職理由欄（⑦欄）については、既に記載されている内容をよく確認し、必要事項を記載の上、本人確認欄（⑩欄）に記名押印又は自筆による署名を行って下さい（記載方法については下記Ⅲを参照）。

離職票は離職票－1及び離職票－2の2枚で1組となっています。なお、「続紙」と表示された離職票や「㊟」と表示された離職票が合わせて交付されているときは、こちらも全てお持ち下さい。

② 雇用保険被保険者証

③ 印鑑

④ 運転免許証等 本人確認、住居所及び年齢の確認ができる官公署の発行した写真つきのもので、運転免許証の他、住民基本台帳カード（写真付き）です。これがない場合は、①旅券（パスポート）、②住民票記載事項証明書（住民票の写し・印鑑証明書）、③国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）のうちいずれか2種類（①、②又は③から各1種類で合計2種類）の書類を提示してください。

⑤ 最近の写真 2枚 たて3センチメートル、よこ2.5センチメートル程度の正面上半身のものです。

⑥ 六十歳到達時賃金日額登録通知書 60歳到達時における賃金日額を記載したものです。この通知書は、事業主から提出された六十歳到達時賃金証明書に基づき通知されるものです（平成15年5月1日前に60歳に達した方に限ります。）。離職後の求職の申込みの際にあわせてお持ち下さい（離職した時点の年齢が65歳以上の場合には必要ありません。）。

⑦ 短縮措置等適用時賃金証明書 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間短縮措置の適用により賃金が喪失・低下し、一定の要件を満たした場合に交付されるものです。離職後の求職の申込みの際にあわせてお持ち下さい。

⑧ ワークシェアリング制度導入時賃金証明書 事業主が緊急対応型ワークシェアリング導入計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた上で、その計画に基づく緊急対応型ワークシェアリング制度の実施により賃金が低下し、一定の要件を満たした場合に交付されるものです。離職後の求職の申込みの際にあわせてお持ち下さい。

(2) 求職の申込みを行った後、安定所の指定する日（認定日）に安定所へ来て、失業の認定を受けて下さい。失業の認定を受けた場合に限って基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金が支給されます。

ただし、求職申込み後の失業の状態の7日間（待期といいますが）は、基本手当は支給されません。また、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇され、又は正当な理由のない自己の都合により離職した場合は、待期期間満了後3カ月間給付されません（給付制限といいますが。）。

(3) 失業の認定と基本手当の支給は、原則として4週に1回行われます。

(4) 高年齢求職者給付金、特例一時金は求職の申込み日以後最初の認定日に支給されます。

(5) 不正受給

偽りその他不正の行為で失業等給付を受けたり、又は受けようとした場合には、以後これらの失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にこれに加えて返還額の2倍の金額の納付（3倍返し）を命ぜられ、また、詐欺罪等で処罰されることがあります。離職票の離職理由について虚偽の申告を行うことも不正行為となりますのでご注意ください。

（注）60歳に達する直前に離職された方へ

60歳に達する時点で被保険者でなく、かつ、今回の離職に係る受給資格に基づいて基本手当の支給を受けずに60歳に達した後には再就職した場合は、この離職票を再就職後の事業主を通じて安定所に提出して下さい。高年齢雇用継続給付の対象となる場合、この離職票に基づいて、60歳到達時賃金の算定が行われます。

Ⅲ 離職理由欄（⑦欄）及び離職者署名欄（⑩欄）についての記載内容の確認、必要事項の記載及び確認資料持参のお願い

受給資格に係る離職理由が、特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をするための時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者）に該当するものである場合には、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。また、離職理由が正当な理由のない自己都合離職等の場合は給付制限が課せられることとなります。

離職理由の判定は、事業主及び離職者両者の主張する離職理由、それぞれの主張を確認することができる資料に基づき安定所において慎重に行います。したがって、離職理由を確認できる資料の持参をお願いしております。離職票－2の離職理由欄（⑦欄）及び離職者署名欄（⑩欄）は離職者が主張する離職理由の確認を行うためのものであり、適正に記載して下さい。受給手続のために安定所に来所する前に、①離職票－2の離職理由欄（⑦欄）について以下の(1)及び(2)の手順により必要事項を記載した上で、②記載した内容を再度確認して離職者署名欄（⑩欄）に記名押印又は自筆による署名を行って下さい。

(1) まず、離職者の主たる離職理由として、事業主が記載した離職理由欄（⑦欄）の左側の事業主記入欄の口の中に○が記入されている離職理由及び下段の具体的事情記載欄（事業主用）に記載されている内容を確認して下さい。

(2) 次に以下の場合に応じて、必要事項を記載して下さい。

① チェックされている（○が記入されている）離職理由に異議がない場合
事業主が記入したものと同一離職理由に該当する離職者記入欄の口の中に○を記入して下さい。
その上で、具体的事情についても異議がない場合には、具体的事情記載欄（離職者用）に「同上」と記載して下さい。また、内容を補足したい場合には、その内容を同欄に記載して下さい。

② チェックされている（○が記入されている）離職理由に異議がある場合
離職者記入欄の口のうち、該当する離職理由の口の中に○を記入して下さい。
その上で、具体的事情記載欄（離職者用）に具体的事情を記載して下さい。

また、安定所に来所する際には、自らの主張する離職理由の内容を確認できる資料をお持ちの場合は持参して下さい。

③ 自らの主張する離職理由が、4の(2)（労働者の個人的な事情による離職）に該当する場合には、上記①又は②の場合にかかわらず、離職者記入欄の4の(2)の①～⑥の該当する口の中に○を記入し、具体的事情記載欄（離職者用）に具体的事情を記載して下さい。また、安定所に来所する際には、自らの主張する離職理由の内容を確認できる資料をお持ちの場合は持参して下さい。

なお、離職理由の判定に当たっては、必要に応じ、安定所から事情を伺わせていただいたり、確認資料の提示をお願いする場合があります。

（注1）特定受給資格者の具体的な判断基準とその確認資料についてお知りになりたい場合には、安定所で作成しているリーフレットをご覧ください。なお、離職理由欄（⑦欄）の離職理由の各項目の内容は特定受給資格者等の判断基準とは異なり、また、⑦欄の○を記入した離職理由と安定所の判定する離職理由は異なる場合がありますのでご注意ください。

（注2）離職の日以前一定期間に異なる区分の被保険者として雇用されたことがある場合において、被保険者の区分の変更後に短時間で離職された場合は、取扱いが異なる場合があります。詳しくは安定所の係員にご相談下さい。

（注3）記載方法や持参すべき資料等が分からない場合には、安定所で作成しているリーフレットをご覧ください。来所した際に安定所の係員におたずね下さい。

事業主の皆様へ

○ 事業主が離職理由について虚偽の記載を行う等、偽りその他不正の行為をした場合にも、不正に受給した者と連帯して、不正受給金の返還、納付命令、詐欺罪等として刑罰に処せられる場合があります。

○ ・1人以上の被保険者を事業主都合により解雇（勧奨退職、解雇予告を含む。）させた事業主
・事業所の被保険者の一定割合以上の特定受給資格者（一部のものを除く。）を発生させた事業主
のいずれかには、雇入れ関係助成金が支給されないこととなります。